

新たに扶養する場合

①申請書、②状況確認書類、③収入の有無の確認書類 全て提出が必要です。

		提出書類	
① 申請書		健康保険被扶養者新規・異動届出	
② 状況確認書類		<p>1. 住民票 (コピー不可・続柄記載・世帯全員記載・本籍地なし・マイナンバーの記載なし・発行より90日以内のもの)</p> <p>2. 被扶養者認定調査書 (学生及び高校生以下は不要)</p> <p>3. 課税証明書 (入手先：1月1日時点の住所地の市区町村役場)</p> <p>《別居している場合に必要なもの》</p> <p>4. 送金証明書6ヵ月分 ※送金元(被保険者)、送金先(被扶養者)、送金金額(被扶養者の収入以上の金額)がわかる書類(例：ATM利用明細書、振込依頼書) なお、就学中の子(自宅からの通学が困難なための別居)及び会社都合による単身赴任者の配偶者・子については不要です。</p>	
③ 収入の有無の確認書類	直近一年間働いたことのない方	高校生以下	申請書の職業欄に学年を記入して下さい。(例：高校1年生)
		学生(大学・短大・高専・専門学校・予備校生)	在学証明書または学生証の写し
		家事専従者・無職・予備校生以外の進学準備中・就職活動中の方等	収入証明書類(課税証明書に0円以外の金額の記載がある場合) (例：退職時源泉徴収票の写・廃業証明書等) ※日雇い・ボランティア等の少額の場合は、扶養認定調査書余白にご記入ください。 注：傷病手当金等を受給している場合はご相談ください
③ 収入の有無の確認書類	最近一年以内まで働いていた方	雇用保険(失業給付)受給しない	(1) 退職証明書または離職票1及び2の写し (2) 雇用保険(失業給付)を受給しない場合の誓約書
		雇用保険待期・受給期間延長等	(1) 退職証明書または離職票1及び2の写し (2) 雇用保険受給期間延長通知書(写/延長該当者のみ) (3) 雇用保険受給に伴う誓約書
		雇用保険受給終了	雇用保険受給者証(写)※表裏両面の写
		雇用保険	(1) 給与明細書(写)(直近3ヵ月分)※雇用保険の有無を確認します

		未加入者	(2) 退職時源泉徴収票(写)
		手当金を受給していた方	(1) 支給額及び支給期間がわかる保険給付決定通知書(写)等 【手当金例】傷病手当金、休業補償金など
	現在働いている方	給与収入	(1) 給与明細書(写)(直近3ヵ月分) 【職業例】パート・アルバイト等
		給与収入以外の収入を得ている方	(1) 確定申告書の写し(収支内訳書を含む) 【職業例】事業所得者・不動産収入を得ている方・業務請負・内職・講師、幼稚園保育園勤務・保健師・助産師・通訳・翻訳・執筆料等謝礼や謝金を受け取られている方
	各種年金・恩給受給者	(1) 年金支払通知書(写)もしくは年金改定通知書写(直近の金額が確認できるもの)(受給している年金すべてについて) 【各種年金例】厚生年金・共済年金・老齢基礎年金・遺族年金・障害年金個人年金・企業年金など	
	障害のある方	(1) 障害者手帳(写)(氏名・障害名・級がわかる部分) (2) 障害年金を受けている方は年金支払通知書(写)もしくは年金改定通知書写(直近の金額が確認できるもの)	

1. 該当するすべての書類の提出が必要です
2. 書類に不足及び不備な点がある時は、再提出、ご事情により、上記以外に追加書類を依頼することがあります

被扶養者から削除する場合

		提出書類
① 申請書		健康保険被扶養者新規・異動届出
② 状況確認書類・返却物	就職して他の健保に加入した場合	(1) 健康保険組合が交付したすべての証 (健康保険証・高齢受給者証・限度額認定証など)
	収入・年金収入が制限額を超える見込みとなる場合	(1) 健康保険組合が交付したすべての証 (健康保険証・高齢受給者証・限度額認定証など)
	死亡した場合	(1) 健康保険組合が交付したすべての証 (健康保険証・高齢受給者証・限度額認定証など)
	扶養の事実が無くなった(離婚、子供の結婚等)場合	(1) 健康保険組合が交付したすべての証 (健康保険証・高齢受給者証・限度額認定証など)
	後期高齢者医療制度へ加入される場合	(1) 健康保険組合が交付したすべての証 (健康保険証・高齢受給者証・限度額認定証など)